

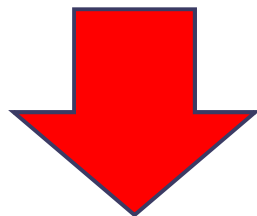
一定頻度者のAED使用について

(患者等搬送乗務員適任者講習 追補資料)

さいたま市消防局
警防部救急課

一定頻度者とは

- 業務の内容や活動の性格から一定の頻度で心停止者に対し、応急の対応（手当）を行うことがあらかじめ期待・想定される者。



患者等搬送乗務員

※ 利用者の要請に応じて、緊急を要しない方の搬送等を担いますが、健常者以外の者及び車椅子又は寝台（ストレッチャー）を必要とする高齢者や障害のある方等が多く利用することから一定頻度者に分類される

関連する法律

- 医師法

第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

- 歯科医師法

第17条 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

- 保健師助産師看護師法

第31条 看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

(第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。)

AED使用は、医療行為か？

- AEDを他人に使うことは、**医行為**「業務として行う」医行為、すなわち「反復継続の意思を持って行われる医行為」は医師以外の者が行うことを禁止している。

しかし・・・

たまたま遭遇した心肺停止患者に、近くにあるAEDを市民が使う行為は、医行為でしょうか？？？

非医療従事者による自動体外式除細動器 (AED) の使用のあり方検討会報告書

(厚生労働省 平成16年7月1日)

- 一般の人がたまたま救急現場に居合わせてAEDを使った場合には**反復継続の意思がなく、医師法違反にはならない。**
- 「業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応を行うことがあらかじめ想定される者（一定頻度者）」と表現されている救急隊員や消防隊員、警察官、警備員などは**4つの条件を満たせばAEDを反復使用しても違法にならない。**

一定頻度者のAED使用が医師法違反とならない4つの条件

- 1 医師を探す努力をしても見つからない等、医師による速やかな対応を得る事が困難である。
- 2 救助者（AED使用者）が傷病者の意識、呼吸がない事を確認していること。
- 3 救助者（AED使用者）がAED使用に必要な講習を受けていること。
- 4 使用されるAEDが医療器具として薬事法上の承認を得ていること。

A E D 講習受講義務がある職種（例） （一定頻度者）

- スポーツ施設・公衆施設・学校・公共施設等の関係者、スポーツ指導者
- 公務員、警察官、消防士、消防団員
- 教員、養護教諭
- 介護ヘルパー、介護福祉士
- 客室乗務員、空港関係者
- 保安関係者等 など

一定頻度者の講習受講義務

- これらの一定頻度者は、**職業・立場上の責務**として、**心肺蘇生を実施し、AEDを使用することが期待されている人達**である。そのため厚生労働省通達では、市民より高いレベルの心肺蘇生技術（AED操作）を求めている。つまり、一般市民向け心肺蘇生法講習とは別に、筆記試験や実技評価を盛り込んだ「**一定頻度者向け講習**」を規定して**受講義務**を課している。